

南部町通学路安全推進会議規約

(名 称)

第1条 本会議は、「南部町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 推進会議は、関係機関が相互に連携・協働して通学路の安全確保に向けた取り組みを推進することを目的とする。南部町において児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のため、関係機関が連携し、継続的に安全対策を実施するために策定した「南部町通学路交通安全プログラム」を推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会議は、前条の目的を達成するために、以下の取り組みを行う。

- (1) 南部町通学路交通安全プログラムの作成及び実行。
- (2) 児童・生徒へ交通安全指導及び教育の実施。
- (3) 道路管理者、警察署、学校、教育委員会のほか関係機関と連携を図る。
- (4) 通学路の対策必要箇所に関して各機関への対策、改善の依頼を行う。

(構 成)

第4条 推進会議は、道路管理者、警察関係者、学校関係者、教育委員会などにより構成する。

(役 員)

第5条 推進会議は、会長1名、副会長1名をおく。

- 2 会長は、南部町教育委員会教育長を充てる。
- 3 副会長は、南部町建設課長を充てる。
- 4 会長は、推進会議の会務を処理し、推進会議を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を処理する。

(推進会議)

第6条 推進会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は必要があると認めるときは、推進会議の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 本推進会議の事務局は、南部町教育委員会学校教育課におく。

附則

この規約は、平成26年6月20日より施行する。